



秋田県告示第二百四十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
三百四十一号	B	A	河辺郡雄和町女米木字川崎四六番二地先から字石川二一六番五地先 まで	五・五〇〇～二二・五〇〇	一・五九五
		河辺郡雄和町女米木字川崎四六番二地先から字石川二一六番五地先まで			
	B	A	河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで	五・五〇〇～二二・五〇〇	一・八二四
		河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年四月一日から同月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
秋田雄和本荘線	B	A	河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで	五・五〇〇～二二・五〇〇	三・三六一
		河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで			
	B	A	河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで	五・五〇〇～二二・五〇〇	三・三六一
		河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢九九番一から女米木字川崎三八番五地先まで			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年四月一日から同月十四日まで

秋田県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域

り道路の区域を変更する。
平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の種類

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	野崎十文字線	平鹿郡大雄村田根森字精兵村二〇番地先から字本庄道北鯨堰添一〇二番一〜一まで	平鹿郡大雄村田根森字精兵村二〇番から字本庄道北鯨堰添一〇三番四まで	六・八〇〇三・五〇〇	〇・五〇五
			野崎十文字線			八・五〇〇五・一・五〇	〇・五〇五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年四月一日から同月十四日まで

秋田県告示第二百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)以下「法」という。(第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、次のように数値を定めたので、建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)第二十六条の規定に基づき、告示する。
平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十五年四月一日

一 道路の供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区	間
県道	浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字冲野二三番二九から字南下村四三番二まで	

二 供用開始の期日 平成十五年四月一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年四月一日から同月十四日まで

一 数値を定めた区域

鹿角市、小坂町、大館市、比内町、合川町、上小阿仁村、能代市、二ツ井町、昭和町、飯田川町、天王町、男鹿市、五城目町、八郎潟町、河辺町、雄和町、本荘市、仁賀保町、金浦町、矢島町、大曲市、六郷町、西仙北町、角館町、横手市、平鹿町、十文字町及び湯沢市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域

二 数値

- (一) 法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値 十分の二十
- (二) 法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値 十分の七
- (三) 法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値 二・五
- (四) 法別表第三(欄五)の項の規定に基づく数値 一・五

秋田県告示第二百五十号

宅地建物引取業者名簿閲覧所の設置(昭和五十三年秋田県告示第九百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

表を次のように改める。

住 所	課 所 名	
秋田市山王四丁目一番一号	秋田県建設交通部建築住宅課	全県
鹿角市花輪字六月田一番地	秋田県鹿角地域振興局建設部 建築課	鹿角市 鹿角郡
北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中 岱七十六番地の一	秋田県北秋田地域振興局建設 部建築課	大館市 北秋田郡
能代市御指南町一番十号	秋田県山本地域振興局建設部 建築課	能代市 山本郡
秋田市山王四丁目一番二号	秋田県秋田地域振興局建設部 建築課	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河辺郡
本荘市出戸町字水林三百六 十六番地	秋田県由利地域振興局建設部 建築課	本荘市 由利郡
大曲市上栄町十三番六十二 号	秋田県仙北地域振興局建設部 建築課	大曲市 仙北郡
横手市旭川一丁目三番四十 一号	秋田県平鹿地域振興局建設部 建築課	横手市 平鹿郡
湯沢市千石町二丁目一番十 号	秋田県雄勝地域振興局建設部 建築課	湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第二百五十一号

県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除く。)の売払についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成十一年秋田県告示第六百七十一号)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

第十二条中、「地方部県民生活室長又は北秋田地方部大館地区総合事務所長」を、「地

域振興局長又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

公 告

県営土地改良事業(奥羽北部2期地区農免農道整備事業)につき、その工事を平成十五年三月十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄